

生駒市訓令甲第4号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年7月31日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「次条第3号に係るもの」を「別表の2の表第6号に掲げる事項」に改める。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条第1項第6号及び第10条第1項第15号中「、用品調達基金への振替命令」を削る。

第13条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 条例及び規則の公布に関すること。

別表の2の表第3号中

「

定例又は軽易なもの			
-----------	--	--	--

」

を

「

定例又は軽易なもの			定例かつ軽易なもの
-----------	--	--	-----------

」

に改め、同表第14号中

「

定例又は軽易なもの			
-----------	--	--	--

」

を

「

定例又は軽易なもの			定例かつ軽易なもの
-----------	--	--	-----------

」

に改め、同号を同表第15号とし、同表第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同表第5号の次に次のように加える。

(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃	比較的重要なもの	軽易なもの					
-----------------------	----------	-------	--	--	--	--	--

別表の5の表第5号中「用品調達基金への振替命令並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。